

論文

塘沽停戦協定の研究

山口 真理子*

はじめに

本論文の目的は、塘沽停戦協定の締結交渉過程の分析によって、当時、中国で対中外交・軍事活動に携わっていた日本の外交官・軍人の行動とその背景を明らかにすることである。本論文の構成は次の通りである。まず第1章では、先行研究を概観するとともに、先行研究では見逃されてきた観点を指摘する。続く第2章では、塘沽停戦協定交渉に間接的に関わった外交担当者の有吉公使、中山北平公使館書記官のそれぞれの行動を確認した上で、彼らの対中観を検討する。そして、第3章では、塘沽停戦協定交渉のいわば主役である陸軍の担当者に焦点を当て、それぞれの行動から彼らの対中認識について見ていく。この章で取り上げるのは、同じ陸軍内でも正反対の行動を示した永津北平公使館武官補佐官と根本博上海武官である。おわりにでは、本論文の議論から導き出されたことをもとにして、当時の対中政策の問題点について考える。

第1章 塘沽停戦協定研究の現状

塘沽停戦協定とは、周知の通り、関東軍によ

る熱河作戦以降の戦闘状態を停戦に導いた軍事協定であり、1933年5月31日に日中間で調印されたものである。従来、この協定の締結は3つの観点から研究されてきた。それはまず第1に、本協定は日中戦争全体においてどのような意味合いをもつのか、という観点からの研究である。たとえば、臼井勝美は、塘沽停戦協定成立で「満洲事変」が終結したという見解を提起している（〔臼井 1983〕）。これに対して、江口圭一は、満洲事変から一貫して、日本側には対中国侵略戦争の意図があったとしており、本協定もそのような観点から捉えている（〔江口 1988〕）。第2の観点としては、このような日中戦争の（非）連続性を問う研究に加えて、塘沽停戦協定から華北分離工作につながる過程を重視した研究があげられる。その代表である安井三吉の研究は、日本による華北の支配が、満洲事変以降軍事的圧力と政治的工作とによって繰り返し実行されていたことを明らかにした（〔安井 2003〕）。それに加えて、古屋哲夫は、塘沽停戦協定が親日地方政権樹立の策動につながったことを明らかにしている（〔古屋 1985〕）。第3の観点としては、内田尚孝と坂野良吉の研究があげられる。内田の研究は、塘沽

*早稲田大学大学院社会科学部 博士後期課程1年（指導教員 劉 傑）

停戦協定から盧溝橋事件勃発までの期間の中国側の動向や対応にも目を向けたものであり、塘沽停戦協定とそれを足がかりに成立した梅津何応欽協定とが、日中全面戦争へと至るプロセスの中で極めて重要な意味を持っていたと論じている（〔内田 2006〕）。また、坂野も、日中双方の史料を使い、日本側（陸軍・外務省）と国民党側の行動を時系列に表で整理することで塘沽停戦協定を多角的に検証し、停戦協定締結によって対中政策の選択肢が狭まったことを指摘している（〔坂野 2006〕）。

以上、見てきたように、塘沽停戦協定に関連した研究はすでに複数存在する。しかしながら、従来の研究においては、塘沽停戦協定が締結されるまでの交渉過程や協定の内容、その後の善後交渉の中身にばかり関心が集中しており、外務省側の視点が欠如しているように思われる。つまり、塘沽停戦協定は軍事に関する事項であるので、軍関係者が協定に関わることは当然であるが、塘沽停戦協定交渉に外交担当者も様々な形で関与してきたことがほとんど看過されている。この外交担当者の関与に言及した研究は、管見の限りでは坂野のものを除いて存在しない。坂野の研究は、塘沽停戦協定に関わった外交担当者である有吉明公使、そして軍部と協調してこの協定交渉に関わった北平公使館書記官中山詳一を取り上げ、ある意味では有吉と中山の交渉態度が真逆である事実を指摘している⁽¹⁾。だが、坂野の研究は、事実の指摘にとどまり、その背景にあるそれぞれの戦略や、外務本省の思惑などが十分に検討されているとは言えない。また、同じ陸軍の中でも停戦交渉の過程で意見の相違が見られたが、この背景についても言及されていない。本論文では、この

欠落部分を補い、外交官や陸軍関係者の行動には相違があったことをより詳細に論じるとともに、その原因の一端を明らかにしたい。

第2章 塘沽停戦協定に対する外務省の態度

2-1 外務省のキーパーソン

塘沽停戦協定の交渉を見ていく際に、鍵となる2人の人物がいる。それは、北平中山詳一書記官と有吉明駐華公使である。本章では、それぞれの人物と塘沽停戦協定交渉との関わりについて簡単に論じることから始めたい。

繰り返しになるが、軍事協定である塘沽停戦協定は、あくまで陸軍側がその交渉を主導したものである。だが、交渉の舞台（華北）の近くに在勤していた北平の中山書記官は、その過程を傍観していたわけではなく、陸軍と協調し、交渉の側面援助をした。同様に、有吉駐華公使も交渉には直接関わることはなかった。しかし、有吉の場合には、間接的な関与についてもその度合いは中山書記官よりも低いと言える。というのも、塘沽停戦協定の交渉舞台が華北であったのに対して、有吉は上海在勤であったからである。とはいえ、有吉公使も塘沽停戦協定締結までの日中間交渉をただ傍観していたわけではない。彼は、陸軍の作戦や本交渉を注意深く観察し、陸軍の行動を批判的にとらえていた。さらには、その作戦を変更するように外務本省に意見具申をしたり、中国側の要人と接触するなどして、間接的に関わっていた。

それでは、なぜこのような行動の違いが生まれたのだろうか。確かに、両外交官の置かれた地理的状況の差異もその説明要因の1つとなるであろう。ところが、このような要因だけでは

説明は不十分である。なぜならば、両外交官はまったく異なった対中認識をもっており、それが両人の行動に影響を及ぼしていると考えられるからである。これに加えて、外務本省の（一見したところでは）矛盾する思惑も両人の行動に影響を及ぼしていると考えられる。以下では、この点について論じることにする。

2-2 中山書記官の対応

北平の中山書記官が、塘沽停戦協定交渉において永津公使館附武官補佐官と協調し、対中交渉を行ったことは先行研究でも明らかにされている通りである（たとえば〔内田 2006; 坂野 2006〕を参照）。しかし、中山書記官の行動を詳細に検討してみると、彼の行動すべてが永津と協調したものであったとは言えない。この節では、中山書記官の行動を詳しく追跡してみたい。

塘沽停戦協定交渉において、中山書記官が中心となって進めたのが、第三国による停戦仲介問題である。当時、中国は停戦に際し、その仲介を第三国に依頼していた。つまり、中国は、日中間による直接交渉をできるだけ避けようとしていたのである。これに呼応するかのようには、イギリスが停戦にあたっての仲介を務める用意があると中山に伝えてきた。中山は、この中国の直接交渉を避けようとする姿勢やイギリスからの申し入れにどのように対応したのか。これについて論じるために、1933年4月の中国側からの提案について見ておきたい。

4月に入って停戦の方法の1つとして中国側から提起されたのが、英米の外交ルートを通じた和平交渉である。この英米による和平交渉に対して、中山は当初前向きな姿勢を見せてい

た。実際のところ、中山は4月19日の午後にはイギリス公使を訪問し、停戦仲介の可能性について内意を聞き出そうとしている⁽²⁾。この日は熱河作戦以降、さらに拡大した瀾東作戦が、天皇の意志により中止された日でもあった。同日、上海では根本武官によって、中国国民党と強いパイプをもつ実力者の黄郛と停戦の可能性について、話し合いがもたれた⁽³⁾。ところが、それから5日後の4月24日にはイギリス公使との面会に際し、停戦問題については下記のように考えていることを内田外務大臣に打電している。

「屢次復電ニ付御承知ノ通り停戦問題ニ関シテハ各種要人ノ活動ヲ見ツツアリ然ルニ之等ハ汪精衛陳公博等ノ反蔣ノ系統ニ属スルカ又ハ華北ニ地盤ヲ求メントスル于学忠、商震、寵炳助乃至ハ態希齡等ノ運動ニ外ナラスシテ停戦問題ハ一面多分ニ内政的色彩ヲ加ヘ来レルヤノ感アリ我方トシテハ本問題ニ付軍ヲ指揮スル実権者ヨリ確實ナル意思表示アル迄ハ之ヲ取り上ケサル方針ヲ執ルコト機宜ニ適スト思考ス尚英国公使ト面会ノ節心得ヘキ点至急御内示ヲ請フ」⁽⁴⁾。（傍点は筆者）

ここから分かるように、軍実権者から確実な意思表示があるまでは、停戦について外務側が取り上げることを避けたいと主張したのである。4月19日段階では、停戦に向けてイギリス側の動向をさぐるなど、積極的な動きが見られたが、4月24日になると慎重になった。さらに、5月に入ると、中山は軍との協調をより重視するようになる。

5月1日には、再び中山がイギリス公使と会見する機会が訪れた。その席上では中国との停戦について、イギリス公使に対し、「支那側カ充分距離ヲ隔ツレハ協定ヲ用ヒスシテ自動的ニ戦闘ヲ終熄スヘシト思考ス」という見解を伝えた。この中山の話を受けたイギリス公使は、ま

ず、停戦を迎えるために必要となる中国が撤退すべき距離とは一体どのようなものか、私見でも構わないので教えてほしい、と応酬した。この質問に対して中山は、「永津武官トモスク立ち入りタル問題ヲ話シタルコト無キニ付具体的意見ヲ有セサルモ惟フニ右距離ハ日本政府殊ニ関東軍ヲ不満足乍ラモ安心セシメ得ル程度ノモノナラサルヘカラス」と答えた。しかし、この回答に満足できなかったイギリス公使からは、より具体的なラインを要求する熱心な質問が出ており、これに対して中山は、「日本政府並当館武官ト全然関係無キ意見ナルコトヲ念ヲ押シタル上支那側カ停戦ヲ欲スルコト明瞭トナル場合ニハ三河、玉田ノ線ヲ延長シタル線以南ニ支那軍撤退スル案ナラハ日本ニ取次クヤ否ヤヲ考慮スヘシ」⁽⁵⁾（傍点は筆者）と答えることになった。

イギリス公使との会談の中でも、この時期の中山は常に停戦交渉における軍の立場を絶対視していた。確かに、この会談の中では個人的な意見を述べてはいるが、そのすぐ後に、この発言の失敗を補う電報を内田外相宛てに出している。それは、以下のようなものである。

「復電第一九〇号末段ノ地点ニ関スル発言ハ、豫テノ御訓令ヲ逸脱シ居ルモ、実ハ右晚餐ニ於テ停戦期ノ持出サルヘキ場合ヲ考慮シ同朝来永津武官ト熟議ヲ遂ケ同武官ノ慎重ナル考慮ノ結果右線ヲ暗示スルモ害ナキコトト意見一致シ」⁽⁶⁾。（傍点は筆者）

上記のような一連のやりとりからも5月1日の段階では、中山は永津武官をはじめとした軍関係者と情報や認識を共有しながら、停戦交渉を含めた対中政策や対中交渉を行っていたことが推察できる。というのも、本人も認めるよ

うに「訓令を逸脱」した場合であっても、武官との「意見の一致」が存在する限り許容されると考えていたことが先の電報からはうかがえるからである。そして、このような中山の態度は、5月10日の永津武官から関東軍参謀長に宛てた電報に、各国公使への対応ぶりとして「小官及中山ハ腹ヲ合セテ儼然タル応酬ヲ続ケ来リシ」⁽⁷⁾との記述が見られるほど徹底したものであったと言える。

しかしながら、そうした中山の態度に変化があらわれた場面がある。それは、5月16日に許卓然を往訪した際のことである。この時、中山は、以前、イギリス公使に話をした停戦協定案を話題にあげた。そして、許に対して、その諾否の感触を問うたのである⁽⁸⁾。

以上、4月19日から5月16日までの中山の第三国停戦仲介問題に対する対応ぶりを見てきたが、ここから分かるのは、中山はその対応を時期や状況によって変えることに躊躇しない、ということである。中山の変化をもう一度まとめておこう。中山の最初の変化は、4月に見られた停戦への積極的な姿勢から、永津武官と協調して戦闘状態を維持する姿勢に移ったことである。この原因は、北平公使館で共に仕事をすることが多い永津の影響からだと思える。中山が4月19日にイギリス公使を往訪した同日、上海では停戦に向けて根本武官が黄と会見をもったことを先に述べた。また、後で詳しく述べるように、根本はその後、黄との停戦交渉に臨んだが、この行動に対して、永津武官補佐官や天津特務機関、関東軍は強く反対している。停戦交渉を進める根本武官への反応などを見ながら、中山は、軍との協調政策をとるほうが、対中政策上妥当だと判断したのだと考えられ

る。次に、陸軍との協調が見られた後の態度に注目したい。5月以降、永津と共同歩調をとっていた中山の態度に変化があったのが、5月16日の許卓然との会見の場であった。その変化とは、再び第三国の停戦仲介をさぐるような態度に変わったことであった。このような態度に変わったのは、会見が行われる前の5月13日、15日に武藤関東軍司令官が出した命令が原因であると考えられる。武藤関東軍司令官は、13日には関東軍の進撃限度を明示し⁽⁹⁾、続いて15日には、停戦の意志があることを表明するに至った⁽¹⁰⁾。こうした関東軍側の情勢判断があったがゆえに、中山はそれまでとは態度を変え、停戦の方法を検討すべく対応したのだと考えられる。

だが、今回の停戦交渉自体が、関東軍としては「軍独自の立場に於いて処理すべきもの」⁽¹¹⁾であり、「純然たる作戦行動の一部たるに鑑み其交渉は関東軍自ら之に当り軍部外第三者の容喙を許さず」⁽¹²⁾という立場であったがゆえに、中山はそれ以上の行動には出ることはなく、この後も「小官ハ中山ト一体トナリ硬軟併セ用ヒ何トカシテ御訓令ノ真意ニ添フヘク努力中」⁽¹³⁾とする永津と一体となり、塘沽停戦協定締結まで永津をサポートし続けた。

後で永津については詳しく述べることになるが、5月13日に武藤関東軍司令官から出された進撃中止の命令に対して、永津は強く抗議を行い、更に中国側に対して一撃を加えることを主張していた。永津は、終始、対中政策について強硬な意見を持ち、行動にもあらわしていた。こうした永津と共に行動することの多かった中山は、永津に配慮せざるをえず、外交交渉の選択肢が狭められていたことが推測できる。だ

が、要所で行動の変化が見られたように、中山は停戦の重要性をよく認識していた。そして、第三国を介しての停戦にも対応できるよう、陸軍に配慮しながらも裏面で準備を進めていたのであった。

また、捕捉しておきたいのが、この中山の行動は常に内田外相の支持を得ていたということである。内田外相は、停戦までの作戦⁽¹⁴⁾、そして協定の内容の決定⁽¹⁵⁾に至るまで永津との連携を常に要求していた。これは、昭和7年8月27日に決定された「国際関係より見たる時局処理方針案」の別紙甲号（対支那本部策）の（二）にあらわれている「山東及北支ニ於テハ差当り前記ノ如キ危険（イ）（ロ）ノ地方ヨリモ甚シト認メラルルヲ以テ出来得ル限り平静ヲ保持スルニ努ムヘク右ニ付テハ外務及陸海軍出先官憲ニ於テ特ニ協調努力スルコト」⁽¹⁶⁾をまさに実行しているに過ぎない。ゆえに、中山は、この塘沽停戦交渉だけを見れば、当時の外務省、そして陸軍の方向性を忠実に遵守しながらも、第三国の仲介というもう一つの道も残して外交を行うことができたと評価できよう。しかしながら、外務省と陸軍の方向性に柔軟性がなく、選択肢も狭まっていた点に問題があったことは否定できない事実である。

2-3 有吉駐華公使の対応

この節では、上海の日本公使館にいた有吉明駐華公使を取り上げる。2-1で述べたように、有吉公使は、塘沽停戦協定交渉に直接関わることはなかった。しかし、陸軍による停戦協定の交渉を観察する中で、今後の日中関係を非常に案じるようになった。そこで、彼は近い将来のために今できることは何であるか、そ

して、これからの日中関係にとって何が大切になるか、という点を分析し、外務本省に意見具申をしたのである。本節では、有吉の一連の行動を分析して、彼が何を日中関係の鍵と見たのか、また、問題点がどこにあると考えたのかを明らかにしたい。それに立ち入る前に当時の情勢を確認しておこう。

満洲事変以降、塘沽停戦協定が結ばれる直前までは、関東軍による熱河作戦、そしてその延長線上にある長城線関門付近での戦闘、さらには灤東作戦が行われ、日中関係は大変な緊張のただ中であつた。こうした両国間の関係において、国民党が対日外交の方針転換を表明した。それは、具体的には、次の2点である。第1に、蒋介石が1932年5月に「安内攘外」をスローガンとして掲げたこと、そして、1933年の3月には汪兆銘を行政院長に復帰させたことである。これは、日本に対する妥協政策をあらわしているといえる。そして、第2に、華北における対日窓口機関として行政院駐平政務整理委員会を立ち上げ、5月3日にはその委員長に親日派と見られた黄郛を就任させた。この黄に対して、有吉は対中関係改善のキーパーソンとして大きな期待を抱いていた。たとえば、黄の就任が発表された5月3日に、黄就任の報道による反中運動の発生を懸念した有吉は、日本における新聞通信等の論評を禁ずる方策をとるよう依頼した電文を内田外相宛に送っている⁽¹⁷⁾。

事実、有吉は、華北においても黄が日中交渉の窓口となり、日中関係の関係改善につながることを期待していたが、すぐにそれが実現することはかなわなかつた。当時、日中の戦闘状態が危険なレベルにあることから、黄が華北に北上することはできず、上海で待機する日々が長

く続いたからである。しかし、5月12日になるとようやく華北へと移動する時期が訪れた。移動の見通しが立った黄に対して、有吉は黄の援護を求める電文を内田外相に送った。それは以下のものである。

「帝國トシテハ此ノ際黄郛ヲシテ前記ノ如キ使命遂行ノ為手腕ヲ振フノ余地ヲ與ヘ其ノ結果如何ニ依テハ之ヲ契機トシテ兩國關係改善ニ協力スル事得策ナルベク之カ爲今暫ク静觀的態度ヲ執リ平津地方ニ於ケル所謂軍ノ陰謀ノ如キモノカ世上ニ喧伝セラルル事無キ様中央及出先ニ於テ充分ニ手配スルト共ニ関内ニ於ケル軍事行動ハ國境ノ安全確保上絶対ニ必要ナルモノ以外之ヲ避クル事頗ル肝要ト存セラル日支關係ノ将来及國際關係ノ全局ヨリ見テ現下ノ情勢カ極メテ機微ナルモノアリ右ハ既ニ御考量中ノ事ト存セラルルモ卑見申進ス」⁽¹⁸⁾。
(傍点は筆者)

つまり、黄がその手腕を発揮することが両国関係改善につながると考えた有吉は、日本軍の悪評判がたたないようにすること、そして、軍事行動はなるべく避けることが求められると訴えたのだ。とりわけ、有吉は、軍部の策動の中でも、天津特務機関による謀略を危険視していた。天津特務機関は、機関長である板垣征四郎のもと、張敬堯、石友三、張作相、呉佩孚ら旧軍閥中の有力者を買収して、反蒋介石の親日地方政権を作ることを企図した。結果だけを見れば新政権が誕生するまでにはいたらなかつたが、この過程で日中関係をさらに悪化させるような小事件を発生させ、中国側に多大な恐怖感を与えている⁽¹⁹⁾。有吉は、こうした特務機関のやり方について、次のように強く批判している。

「最近同方面ニ於ケル多数以外ノ出来事及須磨カ

出先官憲特二軍部ニ付確メタル処等ニ依レハ右運動ハ国民党否認ノ方針ニ基キ華北ニ於ケル独立政権ノ樹立ヲ誘導スルカ為ニ行ハレ居ル処ナルカ斯克ノ如キ計画カ仮ニ一時成功スルモ之カ保護及政策指導ノ為ニハ相当ノ兵力ヲ常駐セシムルコト絶対ニ必要ナルノミナラス右政権ハ支那本部ト絶縁スル為帝国トシテハ財政上絶大ノ負担ヲ増スハ勿論ノ如キ事態ノ出現ニ依リ満洲国成立ニ伴フヨリモ更ニ困難ナル国際関係ニ立ツラ覚悟セサル可カラサルハ勿論之ニ依リ華北以外ノ支那本部ニ対スル関係ハ極度ニ悪化シ日支関係ノ調整ハ全く絶望トナル可シト存セラル」⁽²⁰⁾。(傍点は筆者)

このように、国民党を否認する軍部がおこなう新政権樹立工作は、日本の軍事的・財政的負担の観点と国際関係の観点から見て問題がある、と訴えることで、特務機関を痛烈に批判したのである。また、同じ電文の中で、繰り返し、黄を中心とする事態収拾策に好意的態度を示すとともに、そのことが中国側の対日態度転換を助長すると主張している。そして、国民党政府が黄を用いて北方の国民党を改善させること、また、排日禁止政策の採用を誘導させることを期待しているとも述べている（しかし、その政策誘導はまた別の機会に譲るべきである、という意見も付け加えている⁽²¹⁾）。

いずれにしても、有吉は、親日政権樹立工作に腐心する天津特務機関とは違い、国民党を相手にして対中関係を再構築することを目指していた。そのために、国民党と強いつながりがある黄を最初の交渉の相手とすることで、日中関係の改善につながると考えていたのである。こうした有吉の考えは内田外務大臣にも報告されており、内田外相からほぼ同じ意見であるとの返電もあった⁽²²⁾。

これまで見てきたように、中山と有吉の行動は、目指す方向性において矛盾したものであっ

た。簡単に言えば、中山は陸軍と連携して事に当たり、陸軍の方針転換に合わせて行動を変化させていた。それに対して、軍部に批判的であった有吉は、陸軍の目指すものとは相反する行動をとった。つまり、対中認識を陸軍のそれと一致させるか否かによって二人の行動に違いが生まれたと言える（これは、本協定の締結が軍事的な事案であったことの当然の帰結である）。

しかし、ここで注目すべきは、各々の行動は内田外相から同意を得ていたことである。もちろん、任地が異なれば、受ける命令も異なつたものとなることはある。ところが、同一の事案において、ただ異なっているだけではなく、矛盾した命令を受けることは通常はない。ゆえに、その目的において矛盾した行動に本省から同意が示されることは、当時の外務本省内部における意見の対立の存在、あるいは外務本省の二面的外交政策の存在を強く示唆するものである（このことを完全に論証するには当時の外務本省の勢力図を詳細に分析する作業を必要とするが、本論文ではこの作業を行なうことはできない）。次章で見ると、陸軍においてもこうした意見の対立ないし二面的政策は見られたのであり、その中のいわば強硬派と対中認識を一致させていたことが中山の特徴であったと言える。

第3章 塘沽停戦協定締結に対する陸軍の態度

3-1 陸軍のキーパーソン

次に、塘沽停戦協定の締結まで主導的な役割を果たした陸軍に注目したい。陸軍内でも行動の違いが見られた。それは次の2つに分けられ

る。第1に、できるだけ満州国の版図を拡大するよう、関東軍による攻撃を続け、停戦には消極的な姿勢をとる立場であり、第2に、停戦に積極的である立場である。前者の立場の代表的人物としては、北平の中山書記官と行動をともにした永津佐比重公使館附武官補佐官があげられ、後者の代表としては、上海で黄らと停戦の機運を盛り上げた根本博上海駐在武官があげられる。なお、永津と根本の行動は、交差する点も多いため、本章では個別に論じることはせず、彼ら2人の行動を一括して追った上で、それぞれの行動について考えることにする。

3-2 永津と根本の対中姿勢

まずは、2人の経歴に簡単に触れておくことにしたい。永津は、明治44年に陸士、大正9年に陸大を卒業後、大正11年8月支那駐屯軍司令部付、大正12年3月支那駐屯軍参謀、昭和3年3月には支那研究員を経て昭和6年1月から8年5月まで公使館附武官補佐官を務めた。その後も中国関係の仕事を担当することが多かった。戸部良一は、自身の研究の中で永津を「新支那通」と定義している⁽²³⁾。この是非については本論では触れないが、事実として中国での勤務が多かったことは否定できないであろう。

次に、根本であるが、明治44年陸士、大正11年に陸大を卒業後、12年には参謀本部付勤務(支那班)、15年参謀本部付で支那研究員、昭和2年軍務局課員(支那班)、昭和4年参謀本部員(支那班長)、昭和7年8月から参謀本部付上海武官、昭和8年7月から支那駐屯軍司令官付兼参謀本部付となっている。こうした経歴からも分かるように根本も永津と同じく、中国に関わる仕事が多かった人物である。また、この

2人は陸士の同期でもあった。

さて、経歴では似た点のある2人であるが、本交渉においてはその姿勢が真逆であった。塘沽停戦協定の雰囲気醸成され始めた4月から2人の姿勢を追跡することにしよう。

その雰囲気の醸成は、上海の根本武官の一連の働きかけから始まった。第2章でも触れたように、根本は、4月19日に黄、そして黄と同じく親日派と目されていた張群と会談をもった。この会談では、停戦協定の内容にまでは踏み込んでいないが、日本側の意志を探るような談判がなされた。この談判の具体的な内容は、次の通りである。まず根本は、華北の戦況についての連絡については、蒋介石や何応欽から平津にいる日本軍当局を窓口にして行うよう求めた。これに対して、張群からは、「一兩日中ニ蒋介石ニ面会シテ進言スヘシト云ヘリ就テハ北平辺ニテ何応欽ヨリ永津中佐ニ連絡ヲ求メルヤモ知レサルモ其際ニハ根本ハ新京或ハ天津ニ行キタル体ニ応酬シ置カレ度」⁽²⁴⁾との返答があり、停戦の際のパイプ役を根本に依頼するかのようになっている。また、その後の4月27日から29日にかけて中国側は陳儀を交渉役とし、根本のもとを来訪させた。根本は中国側が停戦に向けて熱心であるとの判断を下し、小磯国昭関東軍参謀長に対し、停戦に向けて動き出すために関東軍の追撃を中止するように意見を具申している⁽²⁵⁾。

しかし、この上海での日中停戦に向けての動きに対して、関東軍、そして、北平の永津公使館附武官補佐官、天津特務機関長の板垣征四郎は強く反対した⁽²⁶⁾。捕捉をしておく、関東軍は、停戦について、全面的に反対というわけではなかった。同軍参謀部第二課(情報課)は、

停戦に前向きな反応を示したが、同軍参謀部第一課（作戦課）が強く反対することで、結果的には作戦課の意見が通ることとなったのである。

この章のもう1人の研究対象である永津は、同時に進められていた中国側による第三国和平仲介交渉に合わせて、次のように述べている。

「從ツテ停戦ハ英米ト共ニ蒋介石ヲ有利ニ支持シ再ヒ排日ノ勢力ヲ恢復セシムル努力ニ等シキコト明カナリ……有田外務次官ガ仏国大使〔マルテル〕ニナセシ答弁ハ関東軍支ハ那（原文ママ）側カ眼前ノ打合ヒサヘ止メテ呉レルナラハ夫ニテ満足スルカ如キ印象ヲ与ヘシハ何タルコトソヤ 関東軍モ亦上海ニ対スル返答ニ於テ密雲三河ノ線ヲ更ニ讓歩シテモ宜シキヤノ印象ヲ与ヘラレタリ スクテハ密雲三河ノ線サヘ実現出来サルコトトナル原因ヲ日本自ラ作ル次第ト考フ関東軍ハ苦シクトモ今暫ラク辛抱アリ度東京モ多方面モ今一層蒋介石ノ路線ニ注意アリ度」⁽²⁷⁾。

つまり、今、停戦を受け入れることは蒋介石に有利となるため、再び排日勢力を増長させることになることと述べ、関東軍は現在苦しい状況でも、それを辛抱して追撃する必要があることを主張しているのである。

結局、この時点での停戦交渉は一時中断し、5月3日には第六・第八兩師団等に対して関内作戦が発令され、関東軍による関内進撃が再び行われることになった。根本は、自身が担当した停戦交渉から、今回の関内作戦発令までの過程を次のように見ていた。

「参謀本部天津機関北平武官より反駁的电報を受領するに方り掌を返すが如く「目下ノ釀成ニ於テハ軍ハ差シ当リ停戦ニ応スル意志ナシ」とは余りに甚しき豹変なり軍の權威に關す特に此の電報を受領せし上海武官は軍の豹変を冷笑すべしとて反

對せしが遂に課長之を承諾連帶せり」⁽²⁸⁾。

その後、関東軍による関内作戦は破竹の如き勢いを示し、平津地方は極度の混乱状態に陥った。この間にも根本武官は中国側との連絡を取り続けたとはいえ、停戦交渉の状況が大きく変わったのは、武藤関東軍司令官から関東軍の進撃限度が明示され（5月13日）、停戦の意志が明らかにされた15日になってからである。

日本の停戦への意向を了解した黄は、まずは秘書の李擇一を北平にいる海軍の公使館附武官補佐官藤原喜代間のもとに派遣した。そこで李は藤原を訪ね、藤原武官補佐官は李を永津武官補佐官に紹介するとともに、藤原自身も黄と会見するなどした。これが停戦協定締結の端緒となった⁽²⁹⁾。その後、5月22日には関東軍参謀から永津武官補佐官に対して、正式に停戦交渉を区処するよう命令が下り⁽³⁰⁾、5月31日には正式調印の運びとなったのである。

以上、停戦までの道筋について永津と根本の行動を中心にたどってきた。ここで問うべきは、キャリアにおいても当時の任地においても似ている永津と根本は正反対とも言える姿勢をなぜ示したのかということ、要するに、なぜ永津は停戦に反対し、根本は停戦に積極的であったのかということである。以下ではこの問題について考えてみたい。

3-3 陸軍の対中観

永津は、5月13日に関東軍の進撃限度が明らかにされたのち、日中関係の今後の展開として、最終的には、黄らの親日派を懐柔し、親日政策を行う必要性を強く主張した。これは有吉ら一部外交官が主張してきた従来の作戦に反対

していることを示している。その作戦とは、関東軍の引揚後に停戦を実行し、黄（そして蒋介石）との交渉によって華北の日中関係改善を行うことであった。永津がこの方策に異を唱えたのは、北支中央軍に一大痛撃を与え、上海戦の際に見られたような日本軍に対する軽蔑を一掃することによってのみ排日の絶滅を保障することができると思ったからである。また、停戦は時期尚早であり、「要スルニ関東軍ハ第六師団ヲ古北口方面ニ増加スルトモ恐怖スヘキ最後ノ一撃ヲ密雲ニ加フルヲ要ス」とも述べている。永津は、このような作戦の下、恐怖状態にある北平軍事分会委員長何応欽を巧妙に指導してこそ、無力な黄一派も日本側の支援により真に偽りなき親日政策をとることができると思った。こうした考えをもとにして、中途半端な日本側の策動は排日を助長し、ついに大出兵のやむなきに至ることは明らかであるとも主張している⁽³¹⁾。

こうした永津の強硬策とも言える主張とは反対に、根本は停戦の交渉担当者として停戦にかなり前向きに取り組んでいた。実際のところ、根本は、停戦交渉が始まる前の3月15日の段階ですでに中国に対して宥和的な姿勢を示している。それは、具体的には、関東軍に対して華北に対する謀略を中止するよう呼びかけたことから明らかである⁽³²⁾。

根本の対中宥和政策や停戦交渉は、黄の存在なしにはあり得ないものであった。実は、根本は黄と以前からパイプがあり、黄を知っていたからこそ、黄を頼りとして停戦交渉が始められたとも言える。この根本と黄の出会いについて簡単に説明しておこう。

根本と黄が初めて面会したのは、1932年10月

21日のことであった。この会見は、当時、「満洲国」の承認問題について会見するために黄のもとを訪れていた陸軍鈴木貞一軍務局満蒙班長の紹介によって実現した。この時の顔合わせが、塘沽停戦協定で重要な役割を果たすことになる。たとえば、塘沽停戦協定交渉の背後には、鈴木がいたことが確認されているし（〔沈1980〕）、日本側の史料からも明らかである。交渉当時、東京にいた鈴木は、頻繁に西園寺公望元老周辺と接触しており、塘沽停戦協定の見通しについて意見を述べている。停戦の機運が熟してきた5月19日には、鈴木から報告を受けた元老の秘書である原田熊雄が、西園寺元老に対して、次のような話をしている。

「大體支那の問題は纏まるやうな様子です。といふのは、停戦状態に進むことが可能であり、現に陸軍の鈴木中佐と黄郛との間に幾多の交渉があり、ひそかに議が纏まる氣運でありましたが、これを発表することは絶対にしないやうにしてゐます。また外務當局も陛下と協同して、適當に氣運の熟するのを待つてゐるやうであります」⁽³³⁾。（傍点は筆者）

ここで述べられていることから、鈴木が停戦交渉のキーマンの1人になっていたことがわかるであろう。また、鈴木は蒋介石の対日宥和策に期待を持っていた面もあり⁽³⁴⁾、中国に対して宥和策を主張していた根本と近い対中認識を持っていた。これに加えて、この2人は一夕会に所属していたことも指摘しておこう。

さて、これまで主に陸軍側の3人の行動を中心に確認してきた。停戦交渉の窓口になっていた根本、その背後にいた鈴木、そして彼らとは異なる行動をとっていた永津である。特に、同じ参謀本部に所属していながら違う行動をとっ

ていた永津と根本の行動をどのように考えたらよいのであろうか。

ここで、停戦交渉の初期の鈴木が発言に注目したい。5月3日、鈴木は、原田熊雄に対して次のように語っている。

「……漸く最近になつて、黄郛も、蒋介石の懇望によつて北支那における政治分會の會長になるらしく、そろ、彼も動きだすかと思はれる。この好轉の機を捉へて、日本でも、外務省、陸軍、相協力して、人を以て話を進めてゐるが、しかし一方においては、長城方面でいつ何時でも出撃できる、といふ一種の威嚇は、絶えずこれを暗示しておく必要がある。先ごろ發表された陸軍の重大聲明にしても、やはりその脅しの一手段、必ずしもあの通り實行するつもりはない。そのくらゐにしておかないと、とかく支那人はつけ上がるからだ」⁽³⁵⁾。

上記の発言を見ると、鈴木は対中政策においては一種の威嚇も作戦上やむなしと考えていることがわかる。言い換えれば、鈴木は一種のアメとムチを用いる必要性を説いており、このアメとムチがそれぞれ根本の停戦交渉と永津の関東軍進撃勳奨とに対応している。それでは、この対応は偶然だろうか。率直に言えば、この永津と根本の行動の背後には（鈴木の働きかけを介した）陸軍中央による作為が存在したのではないか。史料の不足によってこの問題に完全に答えることはできないが、少なくとも次のように述べることはできる。すなわち、陸軍は、根本のような宥和策を積極的に排除しなかつたこと、むしろ、そうした政策に利益を見出すこともあつたということである。まず、根本のように宥和政策を主張する人物が陸軍において要職にとどまることができたという事実は、積極的に排除されていたのではないことを示している。次に、利益を見出すこともあつたという点

については、陸軍中央部の一部は、強硬的な姿勢と穏和な姿勢の二面的対中政策を採用していたことから推測される。その二面性は、参謀本部第二部長であり、陸軍の中でも強い影響力を持っていた永田鉄山の対中姿勢に典型的に見られる。彼は、一方では天津特務機関の板垣に反蒋介石政権樹立のために資金を与えながら⁽³⁶⁾、国民党に対する宥和性の余地も残す⁽³⁷⁾など、策を使い分けていた。こうした事実や先に引用した鈴木発言から、二面的な対中政策が採用されていたことが推測される。したがって、たとえ永津と根本はそれぞれの対中認識のもとで個別に事態に対応していたとしても、結果的に陸軍中央の意向に沿うものとなっていたのである。

もちろん、陸軍中央部は陸軍内にさまざまな意見があることをよく知っていた。しかし、陸軍の多数派は、異なる意見であっても収束させることができると信じていた。というのも、2つの最終的な目的においては一致していると信じていたからである。それはまず第1に、最終的な停戦の必要性、第2に、華北における親日派の懐柔工作である。実際のところ、3人とも、停戦後、黄などの親日派を用いて華北政策を行うことを考えていた。しかし、その相手として鈴木、根本は黄を第一候補としていたが、永津などは張作相なども考えていたようである。また、第1章の有吉の節でも触れたように、天津特務機関が行った親日政権樹立工作ではその対象を黄としていない。陸軍内でも親日派懐柔工作の相手をどうするかという点では意見が分かれるが、親日派を育成しようとした点においては一致していた。

塘沽停戦協定の善後交渉あたりから華北分離

工作が徐々に進展する。この華北分離工作は、華北にいる親日派をその交渉相手として進められたが、塘沽停戦協定を結んだ1933年の時点において陸軍は、その意図を確実に持っていた。それは、塘沽停戦協定交渉における関東軍の停戦要領にも見られる。

「北支那ニ親日滿政權ヲ樹立スルハ滿洲國ノ鞏化確立上最モ必要トスル所ニシテ之ヲ目的トスル北支施策ノ成功ハ素ヨリ希望スルモノナリ然レトモ其成功ヲ待タンカ為停戦ノ協定ヲ遷延シ関東軍ヲ永ク現在状態ニ置クコトハ軍トシテ絶対ニ避ケタシ」⁽³⁸⁾。(傍点は筆者)

この時点で、少なくとも満洲事変以後の対中政策の大枠は決まっていた。そして、華北を中国から分離させるこの行動が、日中全面戦争の1つの要因となったことは、後の歴史が示す通りである。

おわりに

満洲事変後の大規模な戦闘状態は、1933年の塘沽停戦協定によって終息を見ることとなった。本論文では、この塘沽停戦協定を1つの手がかりとして、外交官、そして陸軍のそれぞれが停戦や対中関係の構築についてどのように考え、行動していたかを確認してきた。外交官でもその立場や行動に相違があり、陸軍内でも対応には違いが生じた。ただ、外交官と陸軍の間で一致していた点がある。それは、今後の日中関係構築にあたり、中国の親日派との交渉を重視していた点である。有吉公使は、国民党とつながっている黄を援助し、対中関係の改善や構築を目指していた。有吉の対中観で注目すべきは、対中交渉の相手を国民党と無関係な親日派とするのではなく、あくまでも国民党や蒋介石

とパイプがある黄をその相手としていた点である。

これに対して、陸軍の根本や鈴木は蒋介石とのつながりがある黄との関係を重視してはいたが、関東軍や永津は、華北にいる親日派を支援し、親日政権樹立のための基盤を作ろうとしていた。有吉、陸軍とも日中間の関係構築にあたり、親日派との提携を目指すところは同じであったが、同床異夢といってもよいであろう。また、今回、取り上げたもう1人の外交官に中山がいる。中山は、永津との連携をはかるとともに、あくまで外務省からの訓令や外交方針へののっとり交渉をしていた人物であった。実は、この外務省の外交方針中にも中国の親日派に関する項目が存在した。それは、「最近支那本部ニ於ケル地方政權ノ分立状態ハ益々顯著トナル傾向アル処我方ニ於テハ右政局ノ推移ヲ注視シツツ比較的穩健ナル態度ヲ執ル政權ニ對シテハ成ル可ク其ノ立場及面目ヲ尊重シ或ハ進ンテ好意的態度ニ出テ我方ニ有利ニ誘導スルコト 各種案件ハ事情ノ許ス限り各地方政權トノ間ニ實際的解決ヲ計リ以テ事端ノ発生ヲ避クルニ努ムルコト」⁽³⁹⁾ (傍点は筆者) とあるように、親日政権や親日派の支援を推進するものであった。この外交方針からしても、永津と連携をとり停戦協定の側面交渉にあたっていた中山の行動は、外交官としては妥当なものであったと言える。言い換えれば、軍部との協調路線は当時の外務本省の1つの潮流を示していたのである。これに対して、有吉の場合には、軍内部の融和政策推進派(鈴木・根本)と連携することはなく、陸軍に批判的な姿勢を示していた点に特徴がある。こうした有吉の姿勢に同意を示していた外務本省についても陸軍内部と同様に二面的

政策の存在をうかがわせるものであることは2章末尾で述べた通りである。外務本省の意図が何であれ、親日派や親日政権の支援政策を最大の外交方針としていたことは明らかである。そして、その外交方針が、1935年から活発化する華北分離工作、そして、その先の盧溝橋事件にはじまる日中全面戦争を後押ししたものになったことも確かである（華北分離工作は、陸軍が主導となって行ったものはあるが、外務省も黙認していたように思われる）。このような「後の経過」という観点から見れば、本協定の意義についても異なった面が見えてくるが、これは別の機会に紐解くべき歴史のページに属する問題である。

[投稿受理日2012.12.22 / 掲載決定日2013.1.24]

注

- (1) 有吉の行動やその背景については、坂野論文の中でも松本重治『上海時代』（[松本 1975]）の引用を用いて分析されているが（[坂野 2006]）、中山については特に見られない。
- (2) Great Britain Foreign Office, Documents on British Foreign Policy 1919-1939, Second Series Vol. XI, pp. 494-495.
- (3) 小林龍夫・島田俊彦編『現代史資料 第7満洲事変』みすず書房, 1964年, 533頁。
- (4) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02030475300 満州事変（支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係）／華北問題（日、支停戦協定及満、支国境諸懸案解決交渉ヲ含ム）松本記録 第一卷（外務省外交史料館）在北平中山書記官発内田外務大臣宛電報, 昭和8年4月24日, 第181号。
- (5) 前掲Ref. B02030475400 在北平中山書記官発内田外務大臣宛電報, 5月2日, 第190号。
- (6) 前掲在北平中山書記官発内田外務大臣宛電報, 5月2日, 第191号。
- (7) 前掲『現代史資料』, 546頁。
- (8) 前掲Ref. B02030475500 在北平中山書記官発内田外務大臣宛電報, 5月16日, 第207号。
- (9) 前掲『現代史資料』, 548頁。
- (10) 同上, 549頁。
- (11) 同上, 515頁。
- (12) 同上, 516頁。
- (13) 同上, 554頁。
- (14) 前掲 内田外務大臣発在北平中山書記官宛電送第9867号, 北支停戦の件, 第73号。
- (15) 外務省編 1998年『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第二巻 315-316頁。
- (16) 外務省編 1965-1996年『日本外交年表並主要文書 1840-1945』原書房 207-208頁。なお、イは、上海方面。ロは、支那本部の沿岸及長江沿岸のことを指している。
- (17) 前掲上海有吉公使発内田外務大臣宛電報, 5月3日, 第234号。
- (18) 前掲Ref. B02030475500 上海有吉公使発内田外務大臣宛電報, 5月13日, 第257号。
- (19) 沈亦雲『黄膺白先生年譜長編』下冊（聯経出版事業公司, 1975年）555頁。
- (20) 前掲上海有吉公使発内田外務大臣宛電報, 5月23日, 第285号。
- (21) 同上。
- (22) 前掲B02030475700 内田外務大臣発上海有吉公使宛電送, 第9782, 9783号, 北支時局に関する件, 第88号。
- (23) 永津は、「支那研究員制度が発足してから養成された支那通軍人であり、およそ二年ほど中国情報スペシャリストとしての実務を現地学び、中国人の生活に身近で接し、中国の社会・政治・経済の実情を、実感を持って理解しているはずだ」と戸部は述べている（[戸部 1993: 185]）。
- (24) 前掲『現代史資料』533頁。
- (25) 同上, 535頁。
- (26) 同上, 536-539頁。
- (27) 同上, 539頁。
- (28) 同上, 541頁。
- (29) 同上, 561頁。停戦交渉経過概要 北平機密情報 第12号 昭和8年6月5日。
- (30) 同上, 555頁。
- (31) 同上, 548, 549頁。
- (32) [森 2010: 115]。
- (33) [原田 1951: 82]。
- (34) [酒井 1992: 41]。
- (35) [原田 1951: 72-73]。
- (36) 前掲『現代史資料』568-570頁。

37) [森 2010: 115]。

38) 前掲『現代史資料』517-518頁。

39) 前掲『日本外交年表並主要文書 1840-1945』207頁。

参考文献

邦語史料

外務省外交史料館所蔵『満洲事変・華北問題 松本記録』JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02030475300-B02030475700

外務省編 1998年-2008年『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第二巻, 第三巻, 第四巻上下, 第五巻上下

— 1965-1996年『日本外交年表並主要文書 1840-1945』原書房

木戸幸一 1966年『木戸幸一日記』上巻 東京大学出版会

小林龍夫, 島田俊彦編 1964年『現代史資料 第7 満洲事変 みすず書房

— 1965年『現代史資料 第11 続・満洲事変』みすず書房

島田俊彦, 稲葉正夫編 1964年『現代史資料 第8 日中戦争1』みすず書房

原田熊雄 1951年『西園寺公と政局』第四巻・第五巻 岩波書店

有田八郎 1959年『馬鹿八と人は言う』光和堂

石射猪太郎 1950年『外交官の一生』中央公論社

重光葵 1978年『重光葵外交回想録』毎日新聞社

— 2001年『昭和の動乱』上 中央公論新社
須磨未千秋編 1988年『須磨弥吉郎外交秘録』創元社

田尻愛義 1977年『田尻愛義回想録』原書房

西春彦 1965年『回想の日本外交』岩波書店

堀内干城 1950年『中国の嵐の中で』乾元社

本庄繁 1967年『本庄日記』原書房

松本重治 1975年『上海時代』上・中・下 中央公論社

森島守人 1950年『陰謀・暗殺・軍刀：-外交官の回想』岩波書店

読売新聞社編 1971年『昭和史の天皇 15』読売新聞社

中国語史料

金間潤 1962年『黄膺白先生故舊感憶録』文星書店

秦孝儀主編 1981年『中華民国重要史料初編-対日抗戦時期・緒編』中央文物供給社

— 主編 1981年『中華民国重要史料初編-対日抗戦時期・第6編・傀儡組織』中央文物供給社

高宗武 陶恒生訳 2009年『高宗武回憶録-回憶録叢書』中国大百科全書出版社

沈亦雲 1975年『黄膺白先生年譜長編』下冊 聯経出版事業公司

— 1980年『亦雲回憶』伝記文学出版社

英語史料

Great Britain Foreign Office, Documents on British Foreign Policy 1919-1939, Second Series Vol. XI

邦語先行研究

イアン・ヒル・ニッシュ 1994年『日本の外交政策 1869-1942 霞が関から三宅坂へ』ミネルヴァ書房

家近亮子 2002年『蒋介石と南京国民政府』慶應義塾大学出版会

— 2012年『蒋介石の外交戦略と日中戦争』岩波書店

井上寿一 1994年『危機のなかの協調外交：日中戦争に至る対外政策の形成と展開』山川出版社

伊藤隆, 佐々木隆 1977年『昭和8-9年の軍部と鈴木貞一日記』『史学雑誌』No. 10 史学会

入江昭ほか編 1984年『戦間期の日本外交』東京大学出版会

白井勝美 1967年『日中戦争』中央公論社

— 1983年『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房

— 1998年『日中外交史研究 - 昭和前期』吉川弘文館

内田尚孝 2006年『華北事変の研究：塘沽停戦協定と華北危機下の日中関係一九三二～一九三五』汲古書院

江口圭一 1988年『盧溝橋事件』岩波書店

— 1991年『十五年戦争小史』青木書店

上村伸一 1971年『日本外交史 - 日華事変』鹿島研究所出版会

黄仁宇著 北村稔ほか編 1997年『蒋介石 マクロヒストリー-史観から見る蒋介石日記』東方書店

小池聖一 2003年『満洲事変と対中国政策』吉川弘文館

- 酒井哲哉 1992年『大正デモクラシー体制の崩壊
内政と外交』東京大学出版会
- 佐藤元英 1992年『昭和初期対中国政策の研究』原
書房
- 高橋正衛 2003年『昭和の軍閥』講談社
- 戸部良一 1991年『ピース・フィラー支那事変和平
工作の群像』論創社
- 1999年『日本陸軍と中国 — 「支那通」にみる夢
と蹉跌』講談社
- 2010年『外務省革新派』中央公論社
- 2012年『逆説の軍隊』中央公論社
- 富塚一彦 1999年「1933, 1934年における重光外務
次官の対中国外交路線 — 「天羽声明」の考察を中
心に —」『外交史料館報』第13号
- 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部 1962年
『太平洋戦争への道 開戦外交史3』朝日新聞社
- 中村隆英 1983年『戦時日本の華北経済支配』山川
出版社
- 西村成雄 2005年「国際連盟・ワシントン体制下の
中国と日本歴史学研究会ほか『日本史講座 — 近代
の転換』第9巻 東京大学出版会
- 秦郁彦 1996年『盧溝橋事件の研究』東京大学出版
会
- 波多野澄雄 1977年「リース・ロスの極東訪問と日
本 中国幣制改革をめぐって」『季刊国際政治』日
本国際政治学会
- 1981年「幣制改革への動きと日本の対中政策」
『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会
- 服部龍二 2001年『東アジア国際環境の変動と日本
外交 1918-1931』有斐閣
- 坂野良吉 2006年「塘沽停戦協定の多面的性格：分
析的アプローチによる試論」『上智史學』上智大学
史学会
- 樋口秀実 2002年『日本海軍から見た日中関係史研
究』芙蓉書房
- 古屋哲夫 1985年『日中戦争』岩波書店
- 同編 1984年「日中戦争にいたる対中国政策の
展開とその構造」『日中戦争史研究』吉川弘文館
- 森靖夫 2010年『日本陸軍と日中戦争への道』ミネ
ルヴァ書房
- 三谷太一郎 1997年『近代日本の戦争と政治』岩波
書店
- 光田剛 2000年「華北「地方外交」に関する考察 —
塘沽協定～梅津・何応欽協定」『近代中国研究彙

報』第22号

- 安井三吉 2000年「塘沽停戦協定から盧溝橋事件へ」
衛藤藩吉『共生から敵対へ — 第4回日中関係史国
際シンポジウム論文集』東方書店)
- 2003年『柳条湖事件から盧溝橋事件へ 1930年
代華北をめぐる日中の対抗』研文出版
- 劉傑 1995年『日中戦争下の外交』吉川弘文館
- 鹿錫俊 2001年『中国国民政府の対日政策 — 一九三一 —
一九三三』東京大学出版会

中国語先行研究

- 許育銘 1999年『汪兆銘与国民政府 — 一九三一年至
一九三六年対日問題下の政治變動』国史館
- 臧運祐 2000年『七七事変前的日本対華政策』社会
科学文献出版社
- 張学継 2005年『黄郛伝』團結出版社